

日本標準産業分類の第 12 回改定について

岩橋 正樹[†]

Introduction to the 12th Revision of The Japan Standard Industrial Classifications

IWAHASHI Masaki

目 次

はじめに

日本標準産業分類とは

第 12 回改定の概要

日本標準産業分類一般原則

統計法全面施行後の日本標準産業分類の位置付け

はじめに

日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類するものであり、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として、昭和24年10月に設定されたものである。その後、数次の改定が行われ、平成19年11月6日、12回目の改定となる日本標準産業分類（平成19年11月6日総務省告示第618号）を告示し、平成20年4月1日から適用された。

今回の改定では、経済活動のサービス化の流れなどを受けて、サービス業に関する2つの大分類を新設する一方、農業と林業の大分類を統合するなど大規模な改定を行った。また、国際標準産業分類（I S I C）や北米産業分類システム（N A I C S）等諸外国の標準産業分類との比較可能性を向上するとともに、インターネットによる通信販売の進展に伴う中分類「無店舗小売業」の新設や、郵政事業民営化に伴う大分類「運輸業」の「運輸業、郵便業」への変更などを行った。

一方、第166回国会において成立した新統計法（平成19年法律第53号。以下「新法」という。）が、平成21年4月1日から全面施行される。新法では、旧統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧法」という。）制度下では政令で規定されていた統計基準が、新たに法律に根拠を持つこととなる。

本稿では、これら今回改定のポイントを中心に、平成21年4月の統計法全面施行に伴う標準統計分類の法的位置付けの変更についても、併せて紹介する。

日本標準産業分類とは

1 概要

日本標準産業分類は、統計調査の結果（注）を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類するものであり、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として、昭和24年10月に設定されたものである。その具体的な内容は、事業所において行われる農業、建設業、製造業、卸売業、小売業、金融業、医療、福祉、教育、公務などすべての経済活動を、大分類、中分類、小分類及び細分類の4段階に分類したものである。

（注）平成21年4月以降は、新法全面施行に伴い、統計基準は、調査統計だけでなく、加工統計、業務統計を含んだ公的統計が対象となる。

日本標準産業分類は、次表のとおり、総務省が実施している国勢調査、事業所・企業統計調査、経済産業省が実施している工業統計調査、商業統計調査等の指定統計調査等において、調査結果を産業別に表示する場合に、使用されている。

統計に日本標準産業分類が使用されている例（指定統計調査）

省 別	指定統計調査名	表章の範囲
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国勢調査 ・ 事業所・企業統計調査 ・ サービス業基本調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全産業 小分類まで ・ 全産業 小分類まで ・ 大分類G及びK～R 小分類まで （一部除外あり）
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校基本調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全産業 大分類又は中分類
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業統計調査 ・ 工業統計調査 ・ 特定サービス産業実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分類 細分類まで ・ 大分類E 細分類まで ・ 大分類G, J, L, N, O, R 小分類又は細分類（指定業種のみ）
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月勤労統計調査 ・ 賃金構造基本統計調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分類C～R 中分類まで ・ 大分類C～R 中分類まで
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事統計調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分類D 細分類まで

なお、本分類が我が国すべての経済活動を産業別に分類したものであることから、統計以外の行政分野でも、例えば、行政機関が融資、助成等に係る適用対象業種の決定を行う際の資料等として利用されている。

〔統計目的以外に日本標準産業分類が利用されている例〕

中小企業信用保険法

同法第2条第4項に定めるセーフティネット保証制度は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証を行う制度である。

制度の対象となる中小企業のうち、同法第2条第4項第5号に定める「業況の悪化している職種」の指定については、日本標準産業分類の分類番号（中分類、小分類、細分類）を参考に指定している。

厚生年金保険法

同法において、政令で定める以上の被保険者を使用する事業主は、厚生年金基金を設立することができることとされている。厚生労働省が定めている同基金設立許可基準で、2以上の企業が共同して基金を設立する際の要件の一つに同種同業であることが規定されているが、同種同業とは日本標準産業分類の小分類までの単位が同一であることが原則とされている。

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律

同法では、中小企業者の異業種進出に関し、都道府県知事が認定した改善計画の目標を達成したものに対して必要な助成及び援助を行うこととされている。当該異業種進出について、企業が現在営んでいる事業と進出しようとする事業とが、日本標準産業分類の細分類を異にすることを原則としている。

2 沿革等

我が国で独立の産業分類が初めて設定されたのは、昭和5年（1930年）の第3回国勢調査の時点である。これより先の大正9年（1920年）の第1回国勢調査の際に職業分類が設定されているが、これは産業と職業が混在したような分類であり、明確に産業と職業の二つの分類に分けられたのは、昭和5年とするのが適当である。この産業分類は、内閣訓令第3号をもって各省庁が統一的に使用するよう規定されたが、解釈も^{まちまち}区々あるなどして十分な効果を挙げることができなかった。

その後も、昭和15年（1940年）の第5回国勢調査の際に、我が国の産業分類を作成することとなり、関係各省庁の協力の下、統一分類が作成され、各省庁次官の申し合わせにより、この産業分類の共通使用が図られたが、分類に関する細部の運営要領や大綱に関する定義などが理論的に確定されていなかったため、形式的な統一にとどまり、調査の結果数字に多大の差異が発見され、理路整然とした標準産業分類の必要性が痛感された。

戦後、国際連合が提唱した1950年世界センサスに呼応して、我が国でも大規模な各種センサスが実施されることとなったのを契機に、統計委員会の下に「1950年センサス中央計画委員会」が設置され、センサス実施の研究と基礎事業である各種分類の研究が進められることとなり、各種の専門部会が設けられた。

これら専門部会の一つである産業分類専門部会において、昭和24年3月から標準産業分類の作成作業が開始され、同年10月に日本標準産業分類が設定された。

本分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準であるという性格上、産業構造の変化を踏まえ、的確な見直しを行うことが要請されており、これまでに12回の改定が行われた。

日本標準産業分類の設定及び改定経緯

	統計審議会関係			告示関係	
	諮問番号	諮問日	答申日	告示日	適用日
設定	-	-	(昭24. 10)	-	-
第1回	-	-	(昭26. 3)	昭26. 4. 30	昭26. 5. 1
第2回	-	-	(昭28. 3)	昭28. 3. 31	昭28. 4. 1
第3回	第1号	昭27. 9. 18	(1)昭29. 2. 12	昭29. 2. 27	昭29. 3. 1
第4回			(2)昭32. 4. 26	昭32. 5. 1	昭33. 1. 1
第5回	第92号	昭37. 11. 19	昭37. 12. 14	昭38. 1. 12	昭38. 4. 1
第6回	第105号	昭41. 2. 18	昭42. 2. 17	昭42. 5. 1	昭43. 1. 1
第7回	第139号	昭46. 6. 16	昭47. 2. 18	昭47. 3. 31	昭47. 4. 1
第8回	第164号	昭50. 12. 5	昭51. 4. 16	昭51. 5. 15	昭52. 1. 1
第9回	第195号	昭57. 12. 17	昭58. 4. 15	昭59. 1. 10	昭60. 4. 1
第10回	第233号	平3. 6. 14	平5. 7. 9	平5. 10. 4	平6. 4. 1
第11回	第268号	平13. 2. 16	平14. 1. 11	平14. 3. 7	平14. 10. 1
第12回	第320号	平19. 4. 13	平19. 9. 14	平19. 11. 6	平20. 4. 1

第12回改定の概要

1 統計審議会における審議経過

今回の改定は、平成19年4月13日に、総務大臣から統計審議会（会長：美添泰人青山学院大学教授）に諮問（平成19年4月13日諮問第320号）した改定案に対する統計審議会からの答申（平成19年9月14日諮問第320号の答申）を受けて行った。

（諮問の理由）

平成14年3月の改定以降の情報通信技術の高度化、経済活動のサービス化の進展、事業経営の多角化等に伴う産業構造の変化に適合したものとする必要があり、また、その成果を今後実施予定の経済センサス等の大規模調査に反映する必要があることから、その改定について早急に検討する必要がある。

諮問第320号「日本標準産業分類の改定について」の審議に関しては、平成19年4月13日開催の第648回統計審議会において、産業分類部会（部会長：舟岡史雄信州大学経済学部教授）に付託された。産業分類部会では、日本標準産業分類の第12回改定について、平成19年4月20日から9月7日までの間に11回にわたり審議を行い、答申案を取りまとめた。

(1) 改定の基本的視点

- ア 情報通信の高度化、経済活動のサービス化の進展等に伴う産業構造の変化への適合
- イ 統計の利用可能性を高めるための的確な分類項目の設定と概念定義の明確化
- ウ 産業に関する国際的な分類との比較可能性の向上

(2) 改定に伴う分類項目数の増減

区 分	大分類	中分類	小分類	細分類
現行項目数(A)	19	97	420	1,269
改定項目数(B)	20	99	529	1,455
増 減(B-A)	1	2	109	186

2 改定の主な内容

平成14年3月の改定以降の産業構造の変化に適合させるため、大分類項目の新設のほか、中・小・細分類項目の新設、廃止等の見直し及びこれまで企業内の主要な経済活動と同一として取り扱ってきた本社等の管理、補助的活動を行う事業所について、新たに分類項目を設けるなど全面的に見直した。

その主要な改定事項は、次のとおりである。

(1) 大分類項目

ア 「農業、林業」の統合・新設

大分類「林業」について、大分類「農業」と統合し、大分類「農業、林業」を新設した。

（理由）

林業の就業者数及び事業所数は一貫して減少しており、直近の国勢調査及び事業所・企業統計調査の結果において、全産業に占める割合が極めて低いこと、また、農業につ

いても同様の傾向にあること。

林業だけに従事する林業専業従事者の割合は低く、林業従事者の約 60%が農業に従事しながら林業にも従事する、いわゆる「農家林家」である状況にあること。

近年の農業及び林業に係る施策が相互に関連性を高めてきており、農業と林業が従来にも増して密接になっていること。

なお、前回の第 11 回改定に係る統計審議会答申「日本標準産業分類の改訂について」（平成 14 年 1 月 11 日付け諮問第 268 号の答申。以下「前回答申」という。）において「林業」については、「事業所数、従業者数等が極めて少ないことから、その在り方について検討する必要がある。」と指摘されていたところである。

イ 「鉱業、採石業、砂利採取業」への名称変更

大分類「鉱業」については、活動の実態により適切に合致した名称になるよう、大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」に名称を変更した。

（理由）

平成 16 年事業所・企業統計調査の結果によれば、大分類「鉱業」の中で、「金属鉱業」、「石炭・亜炭鉱業」、「原油・天然ガス鉱業」の事業所数は 5%未満に過ぎず、「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の事業所数が約 84%と大半を占める状況をかんがみたことによる。

ウ 「運輸業、郵便業」の統合・新設

日本郵政公社の民営分社化により郵便事業を主業とする郵便事業株式会社が発足することを踏まえ、大分類「運輸業」に、新たに中分類「郵便業（信書便事業を含む）」を設け、これに大分類「情報通信業」の小分類「信書送達業」を統合し、大分類「運輸業、郵便業」を新設した。

（理由）

日本郵政公社が民営化し、分社化することに伴い、郵便事業を主業とする郵便事業株式会社が発足し、その事業活動が物流の領域まで幅広く広がっていくことになること。

信書送達業を行う事業者の多くが運輸業者の関係であること。

国際標準産業分類（以下「国際分類」という。）や北米産業分類システム（以下「北米分類」という。）等の国際的な産業分類との比較可能性も向上することが見込まれること。

エ 「不動産業、物品賃貸業」の統合・新設

大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「物品賃貸業」と大分類「不動産業」を統合し、大分類「不動産業、物品賃貸業」を新設した。

（理由）

企業会計基準上、ファイナンス・リースの主要な取引形態である所有権移転外取引が売買処理として扱われることになったことから、ファイナンス・リースを含む中分類「物品賃貸業」の活動が、売買、賃貸、管理といった「不動産業」の活動により近くなったこと。

近年、不動産リースを取り扱う物品賃貸事業者が出現してきていること。

北米分類等との比較可能性も向上することが見込まれること。

オ 「学術研究、専門・技術サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の新設

・ 大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「学術・開発研究機関」及

び「専門サービス業（他に分類されないもの）」に加えて、中分類「その他の事業サービス業」に含まれる技術サービスに係る事業を統合して新設される中分類「技術サービス業（他に分類されないもの）」を統合し、大分類「学術研究、専門・技術サービス業」を新設した。

- ・ 大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「洗濯・理容・美容・浴場業」、「その他の生活関連サービス業」及び「娯楽業」を統合し、大分類「生活関連サービス業、娯楽業」を新設した。

（理由）

前回答申において「今後さらに、例えば、専門的知識・技術の提供に関する産業など、その産業規模が大きく、国際比較上意義あるもので、データが安定的に収集できる可能性のあるものについて、その定義・範囲を調査・研究し、大分類として新設することの適否について検討をする必要があること」と指摘されていること。

前回の改定以降も大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の事業所数及び従業者数の伸びが続き、平成16年事業所・企業統計調査の結果によれば、事業所数は全産業の約19%、従業者数は同約15%を占めるに至っていること。

ただし、大分類「サービス業（他に分類されないもの）」に含まれる中分類「広告業」については、主として広告依頼人のために企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択等の専門的サービスを総合的に行う事業者が大部分となっていることから、新設する大分類「学術研究、専門・技術サービス業」に移項した。

カ 「宿泊業、飲食サービス業」の統合・再編

テイクアウトやデリバリーサービス等料理品小売業を行う事業所が多くみられるようになってきていることから、客の注文を受け、調理した飲食料品を提供するサービスを提供する「飲食店」に類似の活動を、大分類「飲食店、宿泊業」に新設する中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類し、現行の大分類「飲食店、宿泊業」と統合して、大分類「宿泊業、飲食サービス業」を新設した。

（理由）

「飲食店」と「持ち帰り・配達飲食サービス業」は、その場所で飲食サービスを提供するか否かが相違するだけで、客の注文を受け、調理した飲食料品を提供するサービスを提供する機能については同様であること。

近年、ニーズの変化に呼応してテイクアウトやデリバリーサービス等のウエートが高まっている「飲食店」が出現しており、このような事業所について、持ち帰りが多ければ「料理品小売業」として大分類「卸売・小売業」に、店内で飲食する割合が高ければ「飲食店」として大分類「飲食店、宿泊業」に分類されるといった、売上げ比率の変動によって大分類間を移動する弊害が解消され、飲食サービス産業に係るデータの正確性が確保できること。

大分類項目の新設により、国際的な産業分類との比較可能性が向上

日本標準産業分類(JSIC) 第12回改定	国際標準産業分類(ISIC) Rev. 4 2007	北米産業分類システム (NAICS) 2002
H - 運輸業、郵便業	H - 運輸・保管業()	48-49 運輸及び倉庫業()
K - 不動産業、物品賃貸業		53 不動産、レンタル及びリース業
L - 学術研究、専門・技術サービス業	M - 専門、科学及び技術サービス業	54 専門的・科学的・技術的サービス業
M - 宿泊業、飲食サービス業(2)	I - 宿泊業、飲食業	72 宿泊及び飲食業

() この大分類には「郵便業」が含まれている。

(2) 今回の改定でテイクアウト、デリバリーによる飲食サービスを加えたことにより範囲が一致した。

(2) 中分類項目

ア 新設項目

大分類「製造業」の中分類「繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)」と「衣服・その他の繊維製品製造業」を統合し、中分類「繊維工業」を新設した。

大分類「製造業」の中分類「一般機械器具製造業」並びに「精密機械器具製造業」及び「その他の製造業」の小分類「武器製造業」を統合、再編し、中分類「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」及び「業務用機械器具製造業」を新設した。

大分類「卸売・小売業」の中分類「飲食料品小売業」の小分類「その他の飲食料品小売業」に含まれる細分類「料理品小売業」の中から、客の注文を受け、調理したものを提供する、持ち帰り弁当店、ピザ宅配店、給食センター、ケータリングサービス業等を分離し、小分類「持ち帰り・移動店舗型飲食サービス業」及び「配達飲食サービス業」から構成される中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」を新設した。

大分類「サービス業(他に分類されないもの)」の中分類「専門サービス業(他に分類されないもの)」から小分類「土木建築サービス業」及び細分類「機械設計業」を、中分類「その他の事業サービス業」から小分類「商品検査業」、「計量証明業」及び細分類「非破壊検査業」を分離し、中分類「技術サービス業(他に分類されないもの)」を新設した。

郵便事業株式会社の発足に伴い、同社が行う郵便事業と大分類「情報通信業」の中分類「通信業」に含まれる小分類「信書送達業」を統合し、中分類「郵便業(信書便事業を含む)」を新設した。

大分類「飲食店、宿泊業」の中分類「一般飲食店」及び「遊興飲食店」を統合し、中分類「飲食店」を新設した。

中分類「その他の事業サービス業」から、小分類「民営職業紹介業」及び小分類「他に分類されない事業サービス業」の細分類「労働者派遣業」を分離し、中分類「職業紹介・労働者派遣業」を新設した。

イ 廃止項目

中分類については、大分類「製造業」の中分類の統合・再編に伴って、「繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）」、「衣服・その他の繊維製品製造業」、「一般機械器具製造業」及び「精密機械器具製造業」を廃止した。大分類「金融・保険業」の中分類「郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関」を廃止し、ここに分類されていた事業所については、中分類「銀行業」及び「貸金業、政府関係金融機関等非預金信用機関」のそれぞれの細分類項目として位置付けた。ただし、中分類「貸金業、政府関係金融機関等非預金信用機関」の項目名については、廃止、統合など今後の政府関係金融機関に係る改革の動向を踏まえて、名称中に政府関係金融機関を含まない「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」とした。

(3) 産業全般に関連する分類項目

ア 主として管理事務を行う本社等及び補助的経済活動

主として管理事務を行う本社等を、補助的経済活動を行う事業所の一形態としてとらえ、補助的経済活動を行う事業所とともに分類するため、主な中分類ごとに小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」を新設した。

(理由)

現行の、細分類項目レベルで、管理する事業所全般にわたる企業の主たる経済活動と同一とする分類方法では、需要と生産の変動によってしばしば格付が移動することが生じ、これに伴う統計データの不連続性を防げること。

本社等の管理業務の活動を横断的にとらえることが可能となること、さらに、統計によって事業所の把握が異なっている状況を解消することが可能となること。

なお、小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」は、その種の事業所が概念上あり得ない産業を除き、原則としてすべての中分類項目に置くこと、また、補助的経済活動とされる自家用倉庫は、大分類「卸売業、小売業」にのみ置くこととした。

イ 持株会社

持株会社を純粋持株会社と事業持株会社に区分し、純粋持株会社については、大分類「学術研究、専門・技術サービス業」の中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」に小分類「経営コンサルタント業、純粋持株会社」及び細分類「純粋持株会社」を新設し、事業持株会社については、当該事業所の主たる経済活動が管理業務である場合には、本社等に準じて分類することとした。

(理由)

事業所の活動として、様々な産業分野にまたがるグループ企業の管理を目的とした純粋持株会社を、他の事業所とは別に分類することにより、統計データの利用上の利便性が向上すること。

事業持株会社については、本社事業所としての活動も行っていると判断されること。

3 産業分類に係る基本的事項等について

(1) 複数の分類項目に該当する経済活動を行っている事業所の産業の決定

日本標準産業分類においては、その一般原則の中で、事業所で複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合、主たる経済活動によって当該事業所の産業を決定することとさ

れ、従来は、主たる経済活動は、複数の経済活動の中で、生産される財貨、取り扱われる商品又は提供されるサービスの収入額又は販売額の最も多いものによるとされてきた。

しかしながら、収入額又は販売額には、既に他事業所で生産した価値、例えば製造業の場合は原材料費、卸売・小売業の場合は仕入れ代金が含まれていることから、当該事業所で行われる複数の経済活動の大きさを相互に評価する指標としては必ずしもふさわしくない。

そこで、今回の改定においては、主たる経済活動の決定は、「販売又は出荷する財、あるいは他の事業所又は消費者に提供されるサービスの付加価値によって決定されるのが最良である」とする国際分類に倣い、原則として付加価値額によることとした。

ところで、この付加価値額を求めるためには、製造事業所では、出荷額から原材料費や光熱費を控除することが必要であり、卸売・小売業では、販売額から仕入額を控除し（これが商業マージンである。）、更に販売費、一般管理費等を控除することが必要である。同一事業所における各経済活動（それぞれの商品ごとの生産活動や販売活動と言い換えてもよい。）別に、このような計算を行って付加価値額を求めることは困難である場合も考えられる。その場合には、付加価値に代わる指標として、産出額、販売額、収入額、従業者数等を用いることとされた。

(2) 製造小売業の取扱い

日本標準産業分類では、パン屋など、製造した商品をもその場所で消費者に販売する、いわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類してきた。昨今、インターネットを介して工場から消費者に直接販売する事業形態が輩出している。これも定義上、製造小売業に該当するが、前者が実際の店舗を構えているのに対して、後者はネット上に仮想的に店舗を有しているに過ぎず、両者の間で、小売活動に要する費用とそこから得られる付加価値には大きな差異がある。付加価値額の大きさにより産業を格付する原則に従えば、後者は製造業に分類することが適切である。

したがって、製造小売業については、店舗を構えている場合は小売業、無店舗の場合は製造業に分類することとして整理した。

以上の見直しの結果、大・中分類の新旧対応は、次ページのとおりとなった。

日本標準産業分類第12回改定大・中分類項目新旧対応表

< 第11回改訂 >

- A 農業
 - 01 農業
- B 林業
 - 02 林業
- C 漁業
 - 03 漁業
 - 04 水産養殖業
- D 鉱業
 - 05 鉱業
- E 建設業
 - 06 総合工事業
 - 07 職別工事業（設備工事業を除く）
 - 08 設備工事業
- F 製造業
 - 09 食料品製造業
 - 10 飲料・たばこ・飼料製造業
 - 11 繊維工業
（衣服、その他の繊維製品を除く）
 - 12 衣服・その他の繊維製品製造業
 - 13 木材・木製品製造業（家具を除く）
 - 14 家具・装備品製造業
 - 15 パルプ・紙・紙加工品製造業
 - 16 印刷・同関連業
 - 17 化学工業
 - 18 石油製品・石炭製品製造業
 - 19 プラスチック製品製造業
（別掲を除く）
 - 20 ゴム製品製造業
 - 21 なめし革・同製品・毛皮製造業
 - 22 窯業・土石製品製造業
 - 23 鉄鋼業
 - 24 非鉄金属製造業
 - 25 金属製品製造業
 - 26 一般機械器具製造業

< 第12回改定 >

- A 農業，林業
 - 01 農業
 - 02 林業
- B 漁業
 - 03 漁業（水産養殖業を除く）
 - 04 水産養殖業
- C 鉱業，採石業，砂利採取業
 - 05 鉱業，採石業，砂利採取業
- D 建設業
 - 06 総合工事業
 - 07 職別工事業（設備工事業を除く）
 - 08 設備工事業
- E 製造業
 - 09 食料品製造業
 - 10 飲料・たばこ・飼料製造業
 - 11 繊維工業
 - 12 木材・木製品製造業（家具を除く）
 - 13 家具・装備品製造業
 - 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
 - 15 印刷・同関連業
 - 16 化学工業
 - 17 石油製品・石炭製品製造業
 - 18 プラスチック製品製造業
（別掲を除く）
 - 19 ゴム製品製造業
 - 20 なめし革・同製品・毛皮製造業
 - 21 窯業・土石製品製造業
 - 22 鉄鋼業
 - 23 非鉄金属製造業
 - 24 金属製品製造業

	25	はん用機械器具製造業		
	26	生産用機械器具製造業		
	27	業務用機械器具製造業		
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		
27		電気機械器具製造業	29	電気機械器具製造業
28		情報通信機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
29		電子部品・デバイス製造業		
30		輸送用機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
31		精密機械器具製造業		
32		その他の製造業	32	その他の製造業
G		電気・ガス・熱供給・水道業	F	電気・ガス・熱供給・水道業
33		電気業	33	電気業
34		ガス業	34	ガス業
35		熱供給業	35	熱供給業
36		水道業	36	水道業
H		情報通信業	G	情報通信業
37		通信業	37	通信業
38		放送業	38	放送業
39		情報サービス業	39	情報サービス業
40		インターネット附随サービス業	40	インターネット附随サービス業
41		映像・音声・文字情報制作業	41	映像・音声・文字情報制作業
I		運輸業	H	運輸業，郵便業
42		鉄道業	42	鉄道業
43		道路旅客運送業	43	道路旅客運送業
44		道路貨物運送業	44	道路貨物運送業
45		水運業	45	水運業
46		航空運輸業	46	航空運輸業
47		倉庫業	47	倉庫業
48		運輸に附帯するサービス業	48	運輸に附帯するサービス業
			49	郵便業（信書便事業を含む）
J		卸売・小売業	I	卸売業，小売業
49		各種商品卸売業	50	各種商品卸売業
50		繊維・衣服等卸売業	51	繊維・衣服等卸売業
51		飲食料品卸売業	52	飲食料品卸売業
52		建築材料，鉱物 ・金属材料等卸売業	53	建築材料，鉱物 ・金属材料等卸売業
53		機械器具卸売業	54	機械器具卸売業
54		その他の卸売業	55	その他の卸売業
55		各種商品小売業	56	各種商品小売業
56		織物・衣服・身の回り品小売業	57	織物・衣服・身の回り品小売業

57 飲食料品小売業	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
58 自動車・自転車小売業	
59 家具・じゅう器・機械器具小売業	
60 その他の小売業	60 その他の小売業
	61 無店舗小売業
K 金融・保険業	J 金融業，保険業
61 銀行業	62 銀行業
62 協同組織金融業	63 協同組織金融業
63 郵便貯金取扱機関，政府関係金融機関	
64 貸金業，投資業等非預金 信用機関	64 貸金業，クレジットカード業等 非預金信用機関
65 証券業，商品先物取引業	65 金融商品取引業，商品先物取引業
66 補助的金融業，金融附帯業	66 補助的金融業等
67 保険業（保険媒介代理業， 保険サ - ビス業を含む）	67 保険業（保険媒介代理業， 保険サ - ビス業を含む）
L 不動産業	K 不動産業，物品賃貸業
68 不動産取引業	68 不動産取引業
69 不動産賃貸業・管理業	69 不動産賃貸業・管理業
	70 物品賃貸業
	L 学術研究，専門・技術サービス業
	71 学術・開発研究機関
	72 専門サービス業 （他に分類されないもの）
	73 広告業
	74 技術サービス業 （他に分類されないもの）
M 飲食店，宿泊業	M 宿泊業，飲食サービス業
70 一般飲食店	75 宿泊業
71 遊興飲食店	76 飲食店
72 宿泊業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	N 生活関連サービス業，娯楽業
	78 洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業
	80 娯楽業

- | | |
|-------------------|--------------------|
| | O 教育，学習支援業 |
| | 81 学校教育 |
| | 82 その他の教育，学習支援業 |
| N 医療，福祉 | P 医療，福祉 |
| 73 医療業 | 83 医療業 |
| 74 保健衛生 | 84 保健衛生 |
| 75 社会保険・社会福祉・介護事業 | 85 社会保険・社会福祉・介護事業 |
| O 教育，学習支援業 | |
| 76 学校教育 | |
| 77 その他の教育，学習支援業 | |
| P 複合サービス事業 | Q 複合サービス事業 |
| 78 郵便局（別掲を除く） | 86 郵便局 |
| 79 協同組合 | 87 協同組合 |
| （他に分類されないもの） | （他に分類されないもの） |
| Q サービス業 | R サービス業 |
| （他に分類されないもの） | （他に分類されないもの） |
| 80 専門サービス業 | |
| （他に分類されないもの） | |
| 81 学術・開発研究機関 | |
| 82 洗濯・理容・美容・浴場業 | |
| 83 その他の生活関連サービス業 | |
| 84 娯楽業 | |
| 85 廃棄物処理業 | 88 廃棄物処理業 |
| 86 自動車整備業 | 89 自動車整備業 |
| 87 機械等修理業（別掲を除く） | 90 機械等修理業（別掲を除く） |
| 88 物品賃貸業 | |
| 89 広告業 | |
| | 91 職業紹介・労働者派遣業 |
| 90 その他の事業サービス業 | 92 その他の事業サービス業 |
| 91 政治・経済・文化団体 | 93 政治・経済・文化団体 |
| 92 宗教 | 94 宗教 |
| 93 その他のサービス業 | 95 その他のサービス業 |
| 94 外国公務 | 96 外国公務 |
| R 公務（他に分類されないもの） | S 公務（他に分類されるものを除く） |
| 95 国家公務 | 97 国家公務 |
| 96 地方公務 | 98 地方公務 |
| S 分類不能の産業 | T 分類不能の産業 |
| 99 分類不能の産業 | 99 分類不能の産業 |

日本標準産業分類一般原則

1 産業の定義

この産業分類における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。

これには、営利事業と非営利事業が共に含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。

2 事業所の定義

経済活動の場所的単位であって、原則として、

(1) 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。

(2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内にあっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

3 分類の基準

この分類は、事業所において行われる経済活動すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、それを体系的に配列したものである。

(1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能など）

(2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術など）

(3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品など）の種類

4 分類の構成

大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階分類であり、その構成は、大分類 20、中分類 99、小分類 529、細分類 1,455 となっている。（次ページ参照）

5 分類の適用単位

この産業分類を適用する単位は、一事業所ごとである。

6 事業所の分類に際しての産業の決定方法

この産業分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。ただし、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。

この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額又は提供されるサービスからの収入額等、あるいは、それらの活動に要した従業者数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。

7 公務の範囲

国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区町村役場など、本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署であって、そ

の他のものは、一般の産業と同様にその行う業務によってそれぞれの産業に分類される。

(分類の構成)

大 分 類	中 分 類	小 分 類	細 分 類
A 農 業 , 林 業	2	11	33
B 漁 業	2	6	21
C 鉱業 , 採石業 , 砂利採取業	1	7	32
D 建 設 業	3	23	55
E 製 造 業	24	177	595
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	10	17
G 情 報 通 信 業	5	20	44
H 運 輸 業 , 郵 便 業	8	33	62
I 卸 売 業 , 小 売 業	12	61	202
J 金 融 業 , 保 険 業	6	24	72
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	3	15	28
L 学術研究, 専門・技術サービス業	4	23	42
M 宿泊業, 飲食サービス業	3	17	29
N 生活関連サービス業, 娯楽業	3	23	67
O 教 育 , 学 習 支 援 業	2	15	34
P 医 療 , 福 祉	3	18	41
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	2	6	10
R サービス業(他に分類されないもの)	9	34	65
S 公務(他に分類されるものを除く)	2	5	5
T 分 類 不 能 の 産 業	1	1	1
(計) 20	99	529	1,455

統計法全面施行後の日本標準産業分類の位置付け

1 分類政令の廃止

従来、日本標準産業分類は、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」(昭和 26 年政令第 127 号。以下「分類政令」という。)により、指定統計調査及び国、日本銀行等が行う届出統計調査の結果を産業別に表示する場合には、この日本標準産業分類を原則としてそのまま用いることが義務付けられ、その内容等について総務大臣が告示により設定していた。

平成 19 年 5 月 23 日、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、新法が公布された。新法のうち、公的統計の整備に関する基本的な計画や統計委員会の設置などに関する一部規定は平成 19 年 10 月 1 日から先行施行されているところであるが、平成 21 年 4 月 1 日から、全面的に施行される。

これに伴い、現行の分類は廃止される。従来、分類政令に根拠を持っていた日本標準産業分類は、新法第 28 条に規定する統計基準として位置付けが変更される。これは、旧法では、統計基準又は統計分類についての規定はなかったのに対し、新法では、第 28 条において、総務大臣が統計基準を定めることとされていることから、分類政令は廃止することとしたものである。

2 新法に基づく統計基準の設定

分類政令第 2 条により総務大臣が統計委員会に付議した上公示する産業分類は、新法第 28 条の規定により総務大臣が統計委員会に付議した上公示する統計基準とは、適用対象が異なる(前者は統計調査を対象、後者は公的統計を対象)ことから、直接的な連続性はないものと整理されている(附則第 14 条における「相当の規定」には当たらないものと解される。)。したがって、日本標準産業分類を新法上の統計基準とするためには、新規に新法に基づいて統計委員会に付議した上公示することが必要であり、現在、手続中である(平成 21 年 1 月 13 日現在。)

3 新法における統計基準使用の担保

分類政令を廃止する場合、公的統計における統計基準の使用はどのように担保するのか。新法では、行政機関が実施する統計調査(基幹統計調査、一般統計調査)については「使用する統計基準」をその承認申請事項とすることで統計基準の使用を担保しているところである。具体的には、使用する統計基準について承認申請事項(法第 9 条第 2 項、第 19 条第 2 項)としており、それぞれ、承認基準(法第 10 条、第 20 条)に照らして妥当かが判断されることになる。もし、この統計基準により難しい場合、旧法では、調査実施者は、分類政令第 4 条に基づき、総務大臣の承認を得る必要があった。新法では、統計基準不使用に係る独自の承認手続は廃止され、統計調査に係る審査手続の一環として、合理的な理由があれば、使用しないことが認められることとなる。

なお、国民経済計算のような調査統計以外の基幹統計は、審査の対象となる調査統計とは異なり、新法第 26 条で作成方法を総務大臣に通知することとされ、その中で使用する統計基準を記載する。総務大臣は改善の必要ありと判断すれば、統計委員会の意見を聞いて、作成者に対して意見を述べることができる。